

幡多広域ふるさと市町村圏基金活用事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、幡多広域市町村圏事務組合補助金交付規則（平成4年規則第4号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、幡多広域ふるさと市町村圏基金活用事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定める。

(補助事業、補助金の交付)

第2条 組合長は、圏域の交流人口の拡大、地場製品のPR及び消費拡大を促進するため、次の表に掲げる補助金の交付を対象とする事業（以下「補助事業」という。）及び補助事業者に対し、補助事業に要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付する。

補助事業名	補助事業者
(1) 大型客船入港歓迎式支援事業	宿毛市観光協会、土佐清水市 他
(2) 市町村連携イベント等支援事業	①複数の構成市町村（以下「市町村」という。）が中心で組織される実行委員会等 ②複数の市町村観光協会が中心で組織される実行委員会等 ③複数の市町村が参加する協議会等 ④その他組合長が認める団体
(3) 幡多広域特産品等県外発信支援事業	①幡多広域内に本社又は主たる事業所を有する中小企業法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模事業者 ②その他組合長が認める団体

2 補助対象とする事業期間は、単年度とする。

(事業区分、補助事業者、事業実施主体、補助対象経費、補助率及び補助限度額等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業区分、補助事業者、事業実施主体、補助対象経費、補助率及び補助限度額等は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てできるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、様式第1号による補助金交付申請書を組合長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 組合長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、申請者に対して第2号様式により通知するものとする。ただし、四万十市補助金等交付規則（平成17年四万十市規則第35号）第4条第2項に規定を準用し、当該申請をしたものが、これのいずれかに該当すると認めるときは除く。

(補助金の交付条件等)

第6条 補助事業者は、補助金交付の目的を達成するため次に掲げる各号及び第2項に規定

する条件を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了後の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (2) 補助金を補助目的以外に使用してはならない。
- (3) 補助事業は、間接補助の交付にあつたては、間接補助事業者に対して第1号から第2号及び第5条のただし書きに準じ、条件を付さなければならない。

2 組合長は、補助目的を達成するため必要と認めるときは、前項に規定するもののほかに条件を付することができる。

(補助事業の着手)

第7条 補助事業の着手は、補助金の交付の決定通知に基づき行われなければならない。

(補助事業の重要な変更等)

第8条 補助事業者は、次に各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ第3号様式により補助事業変更申請書を提出し、組合長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の実施主体の変更
- (2) 補助事業の新設又は廃止
- (3) 補助事業の施行箇所の変更
- (4) 補助金額の増額及び補助対象経費の20%超える変更
- (5) 補助事業の重要な部分に関する変更（必要に応じて事前に組合長に協議を要する。）

2 組合長は、前項の規定による変更承認の申請があつたときは、その内容を審査し、必要と認めるときは、変更の承認を行い、補助事業者に対して第4号様式により通知するものとする。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、組合長から要求のあつた場合は、第5号様式による状況報告書を組合長に提出しなければならない。

(実績報告等)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときには、すみやかに第6号様式による実績報告書を補助事業の完了の日から起算し、30日を経過しない日又は補助事業の実施年度の3月31日までのいずれか早い期日までに提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業分に係る領収書（又は請求書）の写し
- (2) 市町村の補助金交付決定通知及び補助金検査調書の写し（市町村補助が伴う場合）
- (3) 実施した補助事業の内容が分かる資料（写真、チラシ等）
- (4) 前3号の他組合長が必要と認める書類

(概算払の請求)

第11条 補助事業者は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、様式第7号による概算払請求書を提出しなければならない。ただし、補助事業者が構成市町村及び定額補助の場合は適用しない。

2 前項の概算払請求額の限度額は、補助金交付決定額の80%以内とする。

(補助金の額の確定等)

第 12 条 組合長は、第 10 条の報告を受けたときは、報告書等の書類の内容審査を行い、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、第 8 号様式により補助事業者に通知するものとする。ただし、当該交付すべき補助金の確定額と交付決定額が同額の場合には、これを省略することができる。

(交付決定の取り消し及び返還)

第 13 条 組合長は、補助事業者が次の各号に掲げるいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金に関する幡多広域市町村圏事務組合の規則、要綱の規定に違反したとき
- (2) 補助金を補助目的以外に使用したとき
- (3) 提出された申請書等に虚偽の記載をしたとき
- (4) 補助事業を中止又は延期したとき

2 組合長は、第 1 項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令通知書（第 9 号様式）により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(事業成果のフォローアップ)

第 14 条 補助事業者は、補助事業の実施年度の翌年度からおおむね 3 年間、補助事業成果等について、フォローアップを行うものとし、組合長は必要に応じて報告を求めることができる。

(委任)

第 15 条 この要綱で定めるもののほか必要な事項については、組合長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 30 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 6 条、第 14 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

1 事業区分、補助事業者、事業実施主体、補助対象経費、補助率及び補助限度額等

事業区分	補助事業者	事業実施主体	補助対象経費等	補助率	補助限度額
大型客船入港歓迎式支援事業	第2条表に掲げる事業者	左欄のとおり	<p>①宿毛市、土佐清水市が行う港湾利用の促進と合わせ、圏域の交流人口の拡大、地場製品のPR及び消費拡大を促進するための事業</p> <p>賃金、報償費（歓迎セレモニー謝金、記念品、郷土料理試食費）需用費（食糧費除く）、委託料、使用料及び賃借料その他組合長が必要と認めるもの</p> <p>※補助条件等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幡多広域ガイド配布・PR 	2分の1以内	1団体、1回当たり ・150千円以内
市町村連携イベント等支援事業（複数市町村）	第2条表に掲げる事業者	左欄のとおり	<p>①複数の市町村が連携し、圏域地域資源を生かした交流人口の拡大や地場産品等の振興を促進するための事業</p> <p>賃金、報償費、需用費（食料費除く）、役務費、委託料、宿泊費、交通費、使用料及び賃借料その他組合長が必要と認めるもの</p> <p>※補助条件等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幡多広域ガイド配布・PR ・市町村補助金・負担金を除き、県等の公的機関から補助金等の助成金がある場合は、事業に要した経費から当該助成金を差し引いた額を補助対象経費とする。 	4分の3以内	市町村数当たり ・150千円以内
幡多広域特産品等県外発信支援事業	第2条表に掲げる事業者	左欄のとおり	<p>①広域圏内に事務所を有する事業者が行う圏域内の特産品等の地産外商・県外販路拡大を目的とする事業であって募集要項で定めたもの。</p> <p>出展料、小間装飾費、輸送費、広報物製作費（新規作成分のみ）、備品借上料、宿泊費、交通費、高速道路等使用料その他組合長が必要と認めるもの</p> <p>※補助条件等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出展期間中、原則5千人以上の集客が見込めるイベント等 ・幡多広域ガイド配布・PR ・市町村補助金・負担金を除き、県等の公的機関から補助金等の助成金がある場合は、事業に要した経費から当該助成金を差し引いた額を補助対象経費とする。 	定額	当該年度1事業者1回限り ・近畿、中国、九州地方 50千円以内 ・中部地方以北 100千円以内 ただし、補助対象経費が補助限度額を下回る場合は、当該補助対象経費の額